

議案第 1 4 7 号 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 1 4 7 号「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

資料 2 ページをお願いいたします。

はじめに、改正の経緯についてご説明いたします。

条例改正の経緯についてですが、令和 5 年 5 月 2 6 日に「宅地造成等規制法（以下、「旧宅造法」という。）」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」に改正され、本市においては、旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域に替えて、新たに盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、令和 7 年 4 月 1 日より運用開始します。

本条例で規定する太陽光発電設備の設置抑制区域は、旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域の範囲を準用しているため、法改正に伴い、区域の変更を行います。また、合わせて許可申請手数料の見直しを行うものです。

資料 3 ページをお願いいたします。

次に改正の概要についてご説明いたします。

1 つめの条例の改正内容としましては、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 6 条について、本条例に基づき指定できる抑制区域の構成区域の一つである「旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域」を「盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」に改正します。

本条例に基づき指定する抑制区域の変更について、詳細をご説明いたします。

資料左側の表をご覧ください。

本条例第 6 条において、抑制区域は、砂防指定地、伝統的建造物群保存地区、国定公園・県立自然公園、地すべり防止区域及びこれに準ずる区域、宅地造成工事規制区域、歴史的風土保存区域、風致地区、急傾斜地崩壊危険区域、及び急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域及び土石流危険溪流、鳥獣保護区のうちから必要と認められる区域を指定することと規定しており、抑制区域の指定は、現状で左側の図のようになっています。

当該図のうち、白色空白部分が、左の表の（１）～（１０）の何れの区域にも該当しておらず、禁止区域にも抑制区域にも指定していない部分となっています。

この度の改正で、表中の赤字部分で示す「旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域」が「盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等

規制区域」に改正されることに伴い、「盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」が市内全域を対象として指定されることから、本条例に基づく抑制区域も禁止区域を除く市域全域に指定するものです。

資料４ページをお願いいたします。

２つめの条例の改正内容としましては、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第２２条について、太陽光発電設備の設置に関する工事の許可申請手数料の見直しです。

本条例に基づく許可の審査につきましては、宅地造成に関する工事の許可における審査項目と類似していることから、宅地造成に関する工事の許可申請手数料を準用し、面積規模に応じた手数料算定区分も同じ区分で定めています。

このため、宅地造成に関する工事の許可申請手数料の見直しに伴い、本条例に基づく許可申請手数料につきましても同じ改定率で見直しを行うものです。

変更後の手数料の金額は、新旧対照表のとおりとしています。

また、条例改正の施行日については、宅地造成及び特定盛土規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１０条第４項の規定による公示の日又は同法第２６条第４項の規定による公示の日のいずれか早い日としています。

以上、簡単ですが説明いたします。